

府営住宅等に関する連帯保証人制度の見直しについての意見募集結果

1 意見募集期間 令和元年9月27日(金曜日)から令和元年10月28日(月曜日)まで

2 御意見提出件数 16件(項目17件)

3 御意見の趣旨及びそれに対する府の考え

項目				御意見の要旨	府の考え方
賛否		理由	番号		
		府営住宅入居希望者	1	府営住宅の連帯保証人の制度をなくすよう条例を改正してください。住宅確保要配慮者は、連帯保証人を確保するのが困難な状況にあり、そのために、府営住宅の申し込みを諦めているといった方がかなりあると伺っています。	御意見のとおり、令和2年4月1日から府営住宅等の入居に当たり連帯保証人を不要とするよう、制度改正の手続きを進めてまいります。
			2	見直し案に賛成いたします。孤立した社会になってきており、ばらばらになってきている家族構成から、特に単身高齢者や身寄りのない障害者が増えてきています。このような孤立した人たちにとって連帯保証人の確保は困難となっています。このような方は民間の賃貸住宅でも入居をいやがられます。今回の見直しは公営住宅の役割を踏まえた適切な対応だと思います。来年4月1日からの確実な施行を期待しています。	
			3	公営住宅等の入居の際に連帯保証人を不要とする条例改正に強く賛成します。高齢化・少子化が進み、孤立した単身高齢者は増えています。精神疾患を抱えた人たちの中には、対人関係が苦手で、家族関係や友人関係を維持できない人たちが多く存在します。ホームレス状態に陥った人たちは、その過程で家族や友人との関係が途絶えてしまっています。このようなまさに受け皿となるべき人たちが、「住宅セーフティネット」の中核である公営住宅への入居をあきらめざるを得ない状況となっています。	
			4	今、高齢者、障がい者など、いわゆる住宅確保要配慮者が安定した住宅を確保するための対策が切実に求められています。民間賃貸住宅への円滑な入居に向けたとりくみを活発化させることも大切ですが、公営住宅法の本来の趣旨に立ち返るならば、公営住宅への入居のハードルを低くすることが必要だと思います。そういう意味で、連帯保証人を不要とする条例改正に賛成します。	
			5	家族関係の変化や虐待などの理由で連帯保証人を確保するのが難しい人たちがいます。そしてそれは個人の責任ではありません。今回の見直しは適切な対応だと思います。	
			6	単身高齢者など孤立していて民間賃貸住宅で入居を嫌がられるような人たちが連帯保証人の確保ができない人が、セーフティネットである府営住宅等に入居できないとなれば、ホームレスになってしまいます。それは憲法25条違反になるのではないのでしょうか。今回の連帯保証人を不要とする見直しは、住まいの問題に不安を抱える人たちにとってとても重要ですし、賛同します。	

賛成

(制度廃止の社会的背景について

の現状	7	現在、府営住宅に住んでいます。離婚後、子供達と府営住宅で新スタートが出来ました。連帯保証人については、年金とパート収入源の母になって、貰いましたが、高齢の親なので、大丈夫かと不安がありました。民間の賃貸なら、保証会社を通し、本人の勤続年数や所得で保証人無しでも借りるけど…府営住宅は低所得者が借りやすいので、生活の安定から言うと、保証人は必要かも知れませんが。
	8	高齢化社会、また単身者が増えかつ多様な家族形態、さらに災害等により家を失う人たちが増えるかもしれない中で、現代にあわせて法制度を見直していくのは必須かと存じます。 保証人不要になれば、住居を必要とする人たちの選択肢が広がると思います。保証人がいないから住居がない、住所不明ゆえに仕事もできないなら、悪循環しなく、まずは住居の安定供給、そこから福祉そして自立へとつなげる事が求められるのではないのでしょうか。
	9	京都府営住宅入居時の連帯保証人を不要とする改正に賛成します。 私は精神科病院でソーシャルワーカーとして勤務していました。退院を希望する患者様の中には保証人が確保できない方が多く、公営住宅を退院先として選択することが出来ない状況にありました。(そもそも単身者向けが公営住宅には比較的少ないというのも要因にはありましたが)制度が改正されたら、公営住宅を退院先として選択できる方が増え、結果的に社会的入院の解消につながる可能性があると考えます。
	10	シングルの方や、ひきこもりや障害を持ち、働けない子どものいるご家庭は、連帯保証人の問題や、民間賃貸住宅では単身高齢者や障がい者の入居を拒まれるケースが多いことから、住まいの確保を不安視する方が多くいらっしゃいます。連帯保証人を不要とする見直しは、是非とも、早急に実施していただきたいと強く願います。
民間賃貸住宅について	11	今回の見直しによって、公営住宅から、保証人制度を不要とすることで、民間の賃貸住宅にも広がる契機となるもので、ぜひとも早期の実現を求めます。
	12	民間賃貸住宅は、住宅確保要配慮者に厳しい状況が続いており、近年では京都市内を中心にホテル、ゲストハウス、民泊等の事業が拡大し、低廉な家賃の古い民間賃貸住宅が減少しており、入居できる賃貸住宅の確保が困難となっています。公営住宅が「住宅セーフティネット」の中核としてその本来の役割を果たすべき状況にあると言えます。連帯保証人を不要とする見直しは、まさに現在の社会状況に合致したものと評価できます。
	13	今回の制度見直しの取り組みが民間へのモデルとなる仕組みとなることを期待しています。
緊急連絡先の確保策に	14	緊急連絡先を、原則として求めることはやむを得ないと思いますが、親族や友人等に連絡先となってくれる人がいない場合には、福祉事務所などの支援団体が入居後生活支援に関わることで緊急連絡先に代替させるような柔軟な取扱いをしてください。社会的に孤立した人たちにとって、連帯保証人はもちろん、緊急連絡先を確保することも困難です。緊急連絡先に求められている役割が賃借人の万一の事態への対応であるならば、親族や友人等の個人にこだわる必要はありません。むしろ、入居後の生活支援に関わる団体の方が適切な対応を期待できることも多いと思います。今回の見直しでは、連帯保証人を不要とするだけでなく、国交省の通知で示されているとおり、緊急連絡先についても、入居者の実情に合わせた柔軟な運用を可能とすることも明示してください。

緊急連絡先の確保にあたって参考にさせていただきます。

	ついで	15	緊急連絡先をご家族ご親族で確保できない方がいらっしゃいますので、病院や相談支援事業所、障害者地域生活支援センターなどが連絡先となれる等、連絡先要件の障壁が少なくなるように検討いただければありがたいです。	
	債権回収策について	16	府営住宅の連帯保証人の制度をなくすよう条例を改正してください。万一、府営住宅の入居者の滞納などにより債権の回収が困難になった場合、京都府としては、保証会社などの機関保証の制度を検討すべきと考えます。	滞納があったときは早期対応を図る等債権の回収に努めていきます。
その他		17	連帯保証人に関しては一般物件においてもなくなりつつありますが、実際には資金力がない限り、保証会社へ加入しなければならず、保証会社加入の際に連帯保証人を求められることが多いです。これでは賃貸人の賃料滞納等の不安を少なすることにはなりません、賃借人のケアは無いと思います。保証人が居なくて資金力も無いから入れないといった現状を変えるようにしなければなりません。そこで、毎月少額を強制的に積み立てしてもらい、たとえば、年金や生活保護費の中から毎月3000円とか5000円とか(3000円の根は1日100円で年36000円、5年で180000円ですから畳表替え、襖、壁紙張り替え、清掃代ぐらいにはなります)を積み立ててもらいという対策はどうでしょうか。	公営住宅法上、家賃及び敷金以外の金品の徴収は禁止されているため、入居者に対して積立金の徴収を義務とすることは困難と考えております。京都府では家賃の滞納については債権回収策で対応することとしておりますので御理解をお願いします。